

# ICAT運営委員会規程

2007年 5月14日制定

2008年 4月 1日改訂

## (目的)

第1条 ICAT運営委員会は、学会定款第5条(1)の学術研究集会に関する学術研究事業のうち、国際学術研究集会である「International Conference on Artificial Reality and Telexistence」(略称:ICAT)、(日本語名:人工現実感とテレイグジスタンス国際会議)の企画、組織及びその持続的運営を行う。

## (構成)

第2条 ICAT運営委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員20名程度により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、ICAT運営委員会の事務を取り扱い、運営の円滑化を図る。

## (業務)

第10条 ICAT運営委員会は次の業務を行う。

- (1) ICATの開催場所、大会長(General Chair)などを、国際的なSteering Committeeとも協議しつつ決定する。
- (2) ICAT実行のための実行委員会などを、大会長と協議しつつ組織する。
- (3) 大会長がICATを実行するにあたっては、学会事務局と連携しつつ協力する。

## (運営)

第11条 ICAT運営委員会は、委員長が必要と認めた場合、隨時開催する。

第12条 ICAT運営委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2007年5月14日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。